

徳島県建設コンサルタント業務に係る総合評価落札方式試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する建設工事に係る建設コンサルタント業務について総合評価落札方式を試行するに当たり必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において総合評価落札方式とは、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、技術提案の内容と企業や技術者の能力など価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

（対象業務）

第3条 この要領に定める対象業務の範囲は、入札者から価格のほか、業務実績、技術者の資格、業務実施方針、技術提案等を求め総合的に評価することが、公共事業の品質確保の促進に寄与すると認められる業務とする。

（落札者決定基準等）

第4条 落札者決定基準について、評価項目と評価の着目点、各項目の得点配分、評価の方法、落札者の決定方法を次のとおり定める。

（1）評価項目と評価の着目点

評価項目は、企業の技術力等、配置予定技術者の技術力、実施方針、課題に対する技術提案から、業務内容によって選定することとし、資格要件、専門技術力、業務の理解度、業務実施手順の妥当性、技術提案の的確性、実現性、独創性に着目して評価を行う。

（2）得点配分

各評価項目の重要度等に応じて定めるものとする。

（3）総合評価の方法

入札価格を一定のルールにより点数化したものを価格評価点といい、価格以外の各評価項目の得点を一定のルールにより点数化したものを技術評価点といい、双方を足し合わせたものを総合評価点という。

価格評価点＝価格点の配分点×（予定価格－入札価格）／（予定価格－基準価格）
ただし、入札価格が基準価格を下回る場合の評価点は、一律最高点で評価する（基準価格は、「最低制限価格の設定等について」において算出される最低制限基本価格を適用する。）。

技術評価点＝技術点の配分点×（技術評価の得点合計／技術評価の配分合計）

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

（4）落札者の決定方法

次の要件に該当する入札者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじによる。

ア 入札価格が予定価格の範囲内にあること

イ 入札に必要な参加資格要件を満たしていること

なお、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち有効な入札を行った者が1者の場合には、総合評価点の算出を省略できるものとし、入札に必要な参加資格要件を満たす者を落札者とする。

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第5条 前条の落札者決定基準を定めるに当たっては、落札者決定基準を定める際の留意すべき事項に関し、あらかじめ学識経験者2名以上から意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

（入札公告）

第6条 契約担当者は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札公告において、一般競争入札又は条件付き一般競争入札に係る事項のほか、次のうち必要な事項を明示するものとする。

- （1）総合評価落札方式の適用業務である旨と業務の概要
- （2）当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- （3）総合評価に係る資料の内容及び提出期限等
- （4）その他必要な事項

（技術提案等の審査）

第7条 実施方針及び課題に対する技術提案の審査は、各発注部局が設置したV E 審査会において行う。

（評価結果の公表）

第8条 契約担当者は、総合評価落札方式における落札結果、技術評価の結果等について、徳島県入札・契約情報公表要綱に準じて公表するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年8月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和3年2月1日から施行する。